

令和7年度 神奈川県行政機関等匿名加工情報制度提案募集要綱

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第53条第2項の規定に基づき、令和7年度神奈川県行政機関等匿名加工情報制度提案募集に関する必要な事項（提案募集要綱）を以下のとおり公示します。

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、県の機関が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、神奈川県情報公開広聴課のホームページに掲載していますので、御参照ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/cnt/f162/gyoseikikanto-tokumeikakojoho.html>

【参考】次の（1）から（3）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第3項第1号）。
- (2) 個人情報ファイルに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）又は情報公開条例の規定による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの（法第60条第3項第2号柱書）
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第3項第2号イ）
 - ② 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第3項第2号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第3項第3号）。

3. 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（※）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

※ 代理人による提案をする場合は、委任状（代理人の権限を証する書面）を添えて提案してください。

4. 募集期間

令和8年2月17日（火）から令和8年3月19日（木）まで

5. 提案の方法

（1） 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（※1）

② 添付書類

誓約書（本要綱項番3記載の欠格事由①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

提案をする者の本人確認書類（※2）

委任状（代理人の権限を証する書面）（※3）

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

提案書及び添付書類の各様式は、神奈川県情報公開広聴課のホームページに掲載していますので、ダウンロードして御利用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/cnt/f162/gyoseikikanto-tokumeikakojoho.html>

※1 提案書に記載する宛先は次のとおりとなりますので、お間違のないよう御注意ください。

| 提案書の内容 | 宛先 |
|-------------------------------|-------------|
| 知事の所属が保有する個人情報ファイルに係る提案書 | 神奈川県知事 |
| 公営企業管理者の所属が保有する個人情報ファイルに係る提案書 | 神奈川県公営企業管理者 |
| 教育委員会の所属が保有する個人情報ファイルに係る提案書 | 神奈川県教育委員会 |
| 人事委員会の所属が保有する個人情報ファイルに係る提案書 | 神奈川県人事委員会 |
| 警察本部長の所属が保有する個人情報ファイルに係る提案書 | 神奈川県警察本部長 |

※2 提案をする者が個人である場合は、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

※3 代理人による提案をする場合に限ります。

(2) 提案書類の提出方法

持参又は郵送・信書便により、提案書類2部を提出してください。

○ 提案書類の提出先

「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」における「行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織」宛て

（注1）持参による場合は、月曜から金曜（祝日、休日は除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。

（注2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準（法第114条第1項各号）に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、原則として契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案書類の提出前に、提案の対象となる個人情報ファイルの概要や、提案内容等について、事前相談を行うことが可能です。あらかじめ事前相談を行っていただくと、その後の手続をより円滑に進めることができますので、希望する場合は本要綱末尾の「提案に関する連絡先」まで御連絡ください。
- (2) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (3) 神奈川県からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (4) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (5) 神奈川県が作成・提供した行政機関等匿名加工情報に関する知的財産権（データベースの著作物として保護を受ける場合における著作権を含むが、これに限られない。著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む。）は神奈川県に帰属します。
- (6) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (7) 提案書類は返却しません。
- (8) 「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」内の項目の1つである「個人情報ファイルの種別」について、「マニュアル処理ファイル」とされている個人情報ファイルは、紙の台帳等として作成されている個人情報ファイルであり、電子データとして作成されている個人情報ファイルと比較し、加工できる状態にするまでに多くの作業を要するため、提案内容等によっては、提案審査の中で、本要綱項番6記載の審査基準⑦に該当しないものとして審査結果が不適合となる可能性や、電子データ化する作業の委託等に伴い行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料が高額となる可能性があります。
- (9) 神奈川県が行政機関等匿名加工情報の作成を委託するにあたり、当該行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法や、加工の方法を特定するに足りる事項等、提案内容の一部を公にする場合があります。

(10) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成にあたり、加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報を、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないように加工するため、提案書に記載された「加工の方法を特定するに足りる事項」に記載された事項以外にも、データ削除を含めた必要な加工を行う場合があります。

なお、この場合において、提案書に記載された「加工の方法を特定するに足りる事項」によつては、適切な加工を行うことが出来ないと認められる場合には、これを変更して上述の必要な加工を行う場合や、併せて行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の変更をお願いする場合があります。

10. 提案に関する連絡先

提案の手続等について御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問合せください。

なお、相談内容により、確認に時間を要する場合や、提案の対象となる個人情報ファイルを所管する部署を御案内させていただく場合がございます。あらかじめ御了承ください。

○ 提案に関する連絡先

神奈川県情報公開広聴課 情報公開グループ 行政機関等匿名加工情報相談窓口

電話 : 045-210-3720

フォームメール：[政策局政策部情報公開広聴課へのお問い合わせフォーム](#)